

令和7年度 鎌ヶ谷市立第二中学校 「学校いじめ防止基本方針」

1 基本的な方針

(1) はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、さらに他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

(2) いじめに対する基本姿勢

「いじめは、人間として絶対に許されない」という認識をもつこと

「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと

「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと

この3つの考え方を基本に、家庭・地域等と連携を図り、生徒の実態に応じた取組を推進する。また、市教委や関係機関等と連携し、「いじめの防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する措置」を適切に行う。

(3) 学校及び職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめ防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、正確で丁寧な説明を行い、隠蔽や虚偽の説明をせずに対応する。さらにその再発防止に努める。

(4) 生徒の責務

①いじめを行ってはならない。

②いじめを認識しながら放置してはならない。

③いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを理解する。

2 いじめの防止等のための対策の基本姿勢

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止等のための対策に関する基本理念

- ・「いじめをしない、させない、放置しない」学校をつくる。
- ・すべての生徒が安全に安心して、規律正しい学校生活を送れる学校をつくる。
- ・すべての生徒が自己有用感を持ち、主体的に授業や行事に参加できる学校をつくる。
- ・いじめの問題の克服のために、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者と連携して取り組む。

(3) 学校におけるいじめの防止

- ・生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ることで生徒の自己有用感を高める。
- ・生徒の保護者、関係機関との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、生徒指導部を中心に生徒理解・個性伸長を大切にした指導体制を整える。
- ・いじめの問題への対応は、学級や学年等集団全体の問題であるとの認識を持ち、組織で対応し、適切かつ迅速に対処するとともに、日ごろから生徒とのかかわりを深め信頼関係づくりに努め、適切な情報収集ができる体制を整える。

3 いじめ対策委員会について

(1) いじめ防止の組織（いじめ防止対策推進法 第22条）

（構成員）

- ・学校基本方針の策定、周知…全教職員
- ・日常的な業務…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、養護教諭、各学年生徒指導担当
- ・緊急会議…校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、関係学年主任、関係学年生徒指導担当、担任

（必要に応じて）教育相談担当教諭、養護教諭、部活動顧問、スクールカウンセラー、特別支援コーディネーター、訪問相談担当教員、スクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー

(2) 組織の役割

- ①学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ②学校いじめ防止基本方針に基づく取組みの実施
- ③年間計画の作成、実施、検証、見直し
- ④いじめの相談の窓口
- ⑤いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ⑥いじめであるかどうかの判断
- ⑦いじめ情報の迅速な共有、関係生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携

(3) 開催

- ①週 1 回の生徒指導部会を定例会とする。(構成員は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当職員、養護教諭)
- ②いじめの疑いに関する情報があった場合は緊急開催とする。

4 いじめの未然防止のための措置

(1) いじめが起きにくい学校風土・学級風土をつくる。

大切なのは、全生徒が安全に安心して過ごすことのできる学校の雰囲気や規範意識の醸成である。このことを十分教員が理解し、学級経営、学年経営、教科経営を行う。また、生徒会本部と連携し、「いじめ撲滅宣言」を行い、学校全体のモラルを高める。

(2) 豊かな人間関係づくりと心が通い合うコミュニケーション能力の育成

豊かな人間関係を育むことと自他を尊重する態度や規範意識の涵養、人間の弱さと気高さについての理解を促進し、行動実践に結びつけられるよう全教育活動で道德教育を推進する。

(3) 人権教育の充実

生徒は人権が尊重される学校・学級で生活することを通じて、はじめて正しい人権感覚を身に付けることができる。そのために、教職員は生徒相互、生徒と教職員との心のふれあいを重視し、お互いに尊重し思いやりのある学級・学校づくりに努める。

(4) 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」を展開する、

わかる授業づくりのために、指導方法の振り返りや他の教員の授業参観、教材研究等、授業改善に取り組む。また、授業規律の共通理解・共通指導を行う。

(5) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

生徒及び保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性、その他インターネットに係る情報の特性をふまえて、インターネット、メール、掲示板、LINE 等を通じて行われるいじめを防止するとともに効果的に対処できるよう、必要な啓発活動として、情報教育・インターネットに係る危険性についての全校集会を年 1 回実施する。また、各長期休み前に SNS の使い方について各学年集会で伝えていく。

5 いじめの早期発見のための措置

(1) いじめに関する事案は、どんな些細なものであっても、真剣に受け止め、速やかに対応する。

(2) アンケート調査を実施する。

市の実施…年 2 回実施（7 月、11 月）

教育相談事前アンケート…年 3 回実施（5 月、10 月、2 月）

(3) Q-U テストを 6 月、11 月に実施し、自己有用感の充実を図る。

(4) 必要に応じた家庭訪問、三者面談、個別面談や教育相談を実施する。

教育相談…年3回実施（5月、11月、2月）

(5) 家庭と連携し、情報の共有化を図る。

学校基本方針等については、保護者に周知し、理解を得る。また、日頃より情報を共有しやすい関係を築く。また、いじめがあった場合の子どもの変化の特徴を保護者に示し、速やかに学校に相談するよう啓発する。SNSやインターネットによるいじめに関しては学校では「してはいけないこと」や問題性についての指導を行い、保護者には実際の使い方の部分での指導をしてもらう。

(6) 教職員間で情報の共有を図る。

- ・学年会、職員会議での情報の共有
- ・生徒指導部会及び長欠対策部会での情報の共有
- ・授業時間外の生徒の様子の確認（休み時間等、校内パトロール）

(7) 専門機関との連携を図り、教育相談やカウンセリングの充実を促進する。

①いじめを認知したときは、教育委員会と連携を図りながら迅速に対応する。

②犯罪性の高い時や被害者が被害届を出しているときは、被害者救済や保護、二次被害、再発防止に全力で当たり、**警察と連携を図りながら対応する。**

③非行、育成、養護、保健、障がいなど児童福祉が関係してくるときは必要に応じてこども支援課こども総合相談室・児童相談所等と連携を図りながら、専門的な角度から総合的に判断し、対応する。

(8) 個人ノートや生活ノートなどを通して生徒の心の動きを把握する。

6 いじめの相談・通報について

いじめについて相談することや通報の大切さを伝えるとともに、相談できる場所や関係機関を紹介していく。なお、相談者に対しては、十分配慮し、迅速かつ適切に対応する。

(1) 学校のいじめの相談・通報窓口の周知

- ・スクールカウンセラーへ相談ができることを周知する。
- ・養護教諭及び悩みごと（セクハラ）相談員への相談ができることを周知する。

(2) 学校以外のいじめ相談・通報窓口の周知

- ・「相談窓口カード」を配布する。
- ・相談通報窓口を学校だよりに掲載する。

鎌ケ谷市教育委員会学校教育課指導室	047-445-1141（鎌ケ谷市役所）
鎌ケ谷市適応指導教室（ふれあい談話室）	047-445-4953
鎌ケ谷市青少年センター インターネット目安箱	047-445-4307

	鎌ケ谷市のホームページからアクセス
24 時間こども SOS ダイヤル	0120-0-78310（なやみ言おう）
子どもの人権 110 番 ※法務局	0120-007-110
千葉県ヤングテレホン ※県警少年相談窓口	0120-783-497
市川児童相談所	047-370-1077

7 いじめを認知した場合の対応

個々の事案に応じて柔軟かつ適切に対応するとともに、あくまでも組織としての対応をする。その際には、一方的、一面的な解釈で対処しないこと、プライバシーを守ること、迅速に連絡すること、教育的配慮のもとでのケアや指導をしていくことに留意する。

（１）情報を収集する。（学級担任・養護教諭等）

教職員、生徒、保護者、地域住民、その他から情報を集める。

①いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。

（暴力を伴ういじめの場合は、複数の教職員が直ちに現場に駆けつける。）

②生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合は、速やかに真摯に傾聴する。

③発見・通報を受けた場合は、速やかに被害児童生徒及び保護者から聞き取るなどして、いじめの正確な実態把握を行う。

④その際、聞き取りの場所、時間等に慎重な配慮を行う。

⑤加害児童生徒が複数いる場合は、同時刻にかつ個別に聞き取りを行う。

⑥教職員、生徒、保護者、地域住民、その他からいじめの情報を集める。

⑦その際、得られた情報は確実に記録に残す。

⑧一つの事象にとらわれ過ぎず、いじめの全体像を把握する。

（２）支援・指導体制を整える。（事案に応じた組織編成）

①正確な実態把握に基づき、支援・指導体制を組み方を決定する。学級担任等、養護教諭、生徒指導担当教職員、管理職などで役割を分担する。

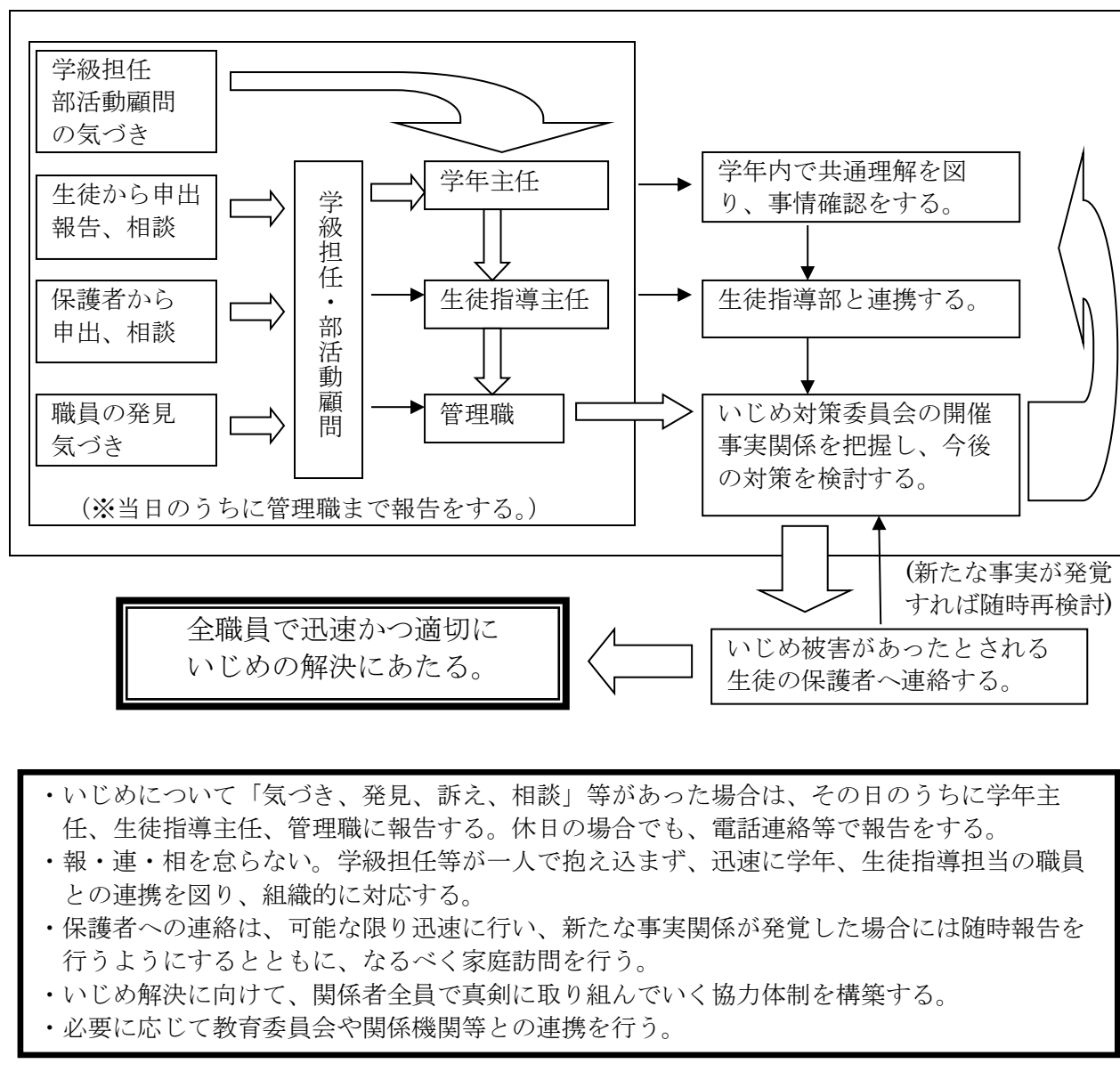
- ・ いじめられた生徒や、いじめた児童生徒への対応。
- ・ その保護者への対応。
- ・ 教育委員会や関係機関等との連携の必要性の有無等。

②ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つことが必要である。

③生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

④現状を常に把握し、随時、支援・指導体制に修正を加え、「組織」でより適切に対応する。

【いじめが発生またはその疑いがあることが発覚した場合のフローチャート】



8 いじめ問題に対する指導

- (1) いじめを受けた生徒へのケアを最優先に考慮して、教育課程等についても弾力的に対応する。
- (2) いじめた生徒に対し、毅然とした対応で指導する。
- (3) 全生徒への指導も同時に行う。
- (4) 保護者への対応について、速やかに家庭訪問を行うなど、学校で把握した事実を正確に伝え、具体的な対応策を協議する。
- (5) いじめた生徒に対して、いじめを受けた生徒が安心して教育を受けられるために教育上必要と認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において特別の指導計画による教育的指導措置を講じる場合もある。

- (6) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講じる。
- (7) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会や所轄警察署と連携して対処する。
- (8) ネット上のいじめについては、以下の対応をとる。
- ・不適切な書き込み等については、拡散を防ぐため、直ちに削除のための措置をとるように保護者に要請する。
 - ・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。
 - ・生徒が悩みを抱え込むことのないよう、法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談など、関係機関の取組を周知する。

9 重大事態への対応について

重大事態に発展する可能性がある事案の場合には、以下の対応を行う。

- (1) 重大事態が発生した際には、速やかにその旨を鎌ケ谷市教育委員会に報告する。
- (2) 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (3) いじめ対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- (4) 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、事実関係その他必要な情報を適切に提供する。
- (5) 緊急のいじめ対策委員会を招集し、これまでの経緯の情報の整理を行い、職員に周知する。
- (6) 教育委員会や関係機関との連携は、いじめ対策委員会を中心に行う。

▼参考：重大事態とは（いじめ防止対策推進法第28条）

- いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

10 公表・点検、評価等について

- (1) この学校いじめ防止基本方針は、学校のホームページに掲載し、公表する。
- (2) 保護者アンケート（学校評価）を活用し、学校でのいじめ問題への取組等を評価し公表する。
- (3) 評価を分析し、取組みの見直しをいじめ対策委員会で行う。

(4) 必要に応じて、学校評議員、PTA 及び保護者の助言をもらい、取組みの見直しを行う。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための年間計画)

月	未然防止	早期発見
4 月	・授業のルール徹底 ・保護者会で啓発を図る ・希望面談週間	・学年間での情報の共有 ・希望面談アンケート
5 月	・教育相談	・教育相談事前アンケート ・個別面談・教育相談
6 月	・Q-Uテスト	・Q-Uテスト
7 月	・いじめアンケート ・1 学期の振り返り	・いじめアンケートの実施 ・個別面談・教育相談
8 月	・三者、二者面談	
9 月	・夏休み明け生徒把握 ・いじめ対策学年集会	
10 月	・SNS 集会 (予定)	
11 月	・いじめアンケート ・教育相談 ・Q-Uテスト	・いじめアンケートの実施 ・個別面談・教育相談 ・教育相談事前アンケート ・Q-Uテスト
12 月	・2 学期の振り返り	
1 月	・冬休み明け生徒把握	
2 月	・教育相談 (希望制)	・教育相談事前アンケート
3 月	・3 学期の振り返り	・個別面談・教育相談